

事業統合で  
 水道が  
 もっと便利に!



統合準備号  
**04**

令和5年4月1日から1市3町の水道事業は、  
 田川広域水道企業団になります。  
 生まれ変わる様々な変更点をお伝えします。

〈田川広域水道企業団事務局本部〉

# 1 \令和5年4月から/ 水道料金が変わる!

1市3町(田川市・川崎町・糸田町・福智町)の  
 水道料金が1つになります。

令和4年11月に行われた企業団議会で**統一新料金**が決定しました。**令和5年4月以降の検針分より適用**されます。ただし、**新しい料金が現在の料金を上回る場合は、5年間据え置きとなります。5年間は現在より料金が高くなることはありません。**



## ●料金表

種別/料金 (1ヶ月)	基本料金			超過料金 (1㎡を増すごとに)
	水量	口径	料金	
一般用	8㎡まで	13mm	970円	257円
		20mm	1,030円	
		25mm	1,090円	
		30mm	2,880円	
		40mm	5,010円	
		50mm	7,760円	
		75mm	17,260円	
		100mm	29,900円	
		150mm	企業長の定める額	
湯屋用A	100㎡まで	全口径 共通	7,750円	120円
湯屋用B			12,247円	243円
公営ごみ処理施設用 (大任町地内に限る)	8㎡まで		56,840円	257円

※税抜 ※1㎡(立法メートル)=1トン

中面は現在の水量・口径から「統一料金」を確認できる早見表です。

## 2 \令和5年4月から/ 検針・ご請求・お支払いのタイミングが変わる!

ご請求は2ヶ月分を1つに  
まとめて請求することで  
支払いの手間が省け、  
経費削減できる!



### ●令和5年(2023年)3月まで

	田川市	川崎町	糸田町	福智町
検針	2ヶ月に1回 (偶数月・奇数月)			
請求		毎月	毎月	毎月
支払	毎月			

### ●令和5年(2023年)4月から

	田川市	川崎町	糸田町	福智町
検針	2ヶ月に1回 (偶数月・奇数月)	2ヶ月に1回 (奇数月)	2ヶ月に1回 (奇数月)	2ヶ月に1回 (偶数月)
請求	2ヶ月に1回			
支払				

※今回の変更に関し、新たな手続きの必要はありません。

## 3 \令和5年4月から/ 組織・料金窓口が変わる!

令和5年4月1日から1市3町の水道事務所は1つになり、  
田川広域水道企業団として生まれ変わります。

現在の各水道事務所窓口は、それぞれ **料金窓口** に変わります。各種お手続き(料金のお支払いや閉開栓、その他水道料金についてのご相談等)や、漏水のご相談等は各庁舎内料金窓口または料金センターにて承ります。

〈令和5年4月1日からのお問い合わせ先〉  
田川広域水道企業団料金センター(田川市役所別館2F)

**TEL.0947-23-2171**



詳しくはココから  
チェックしてね!



お電話でもお問合せいただけます

**TEL0947-23-2171**

# 〈統一〉料金早見表

現在の使用量から新料金をご確認いただけます。

◎2か月での請求額(税込)

◎参考:1か月あたりの金額(税込)

水量(m³)	口径			水量(m³)	口径			水量(m³)	口径		
	13mm	20mm	25mm		13mm	20mm	25mm		13mm	13mm	
0~16 基本 水量の 2か月分	2,134	2,266	2,398	26	4,961	5,093	5,225	0~8	1,067	26	6,155
				27	5,243	5,375	5,507			27	6,438
				28	5,526	5,658	5,790			28	6,721
				29	5,809	5,941	6,073			29	7,003
				30	6,091	6,223	6,355			30	7,286
				31	6,374	6,506	6,638			31	7,569
				32	6,657	6,789	6,921			32	7,851
				33	6,939	7,071	7,203			33	8,134
				34	7,222	7,354	7,486			34	8,417
				35	7,505	7,637	7,769			35	8,699
				36	7,788	7,920	8,052			36	8,982
				37	8,070	8,202	8,334			37	9,265
				38	8,353	8,485	8,617			38	9,548
				39	8,636	8,768	8,900			39	9,830
				40	8,918	9,050	9,182			40	10,113
				41	9,201	9,333	9,465			41	10,396
				17	2,416	2,548	2,680			42	9,484
18	2,699	2,831	2,963	43	9,766	9,898	10,030	18	3,894	43	10,961
19	2,982	3,114	3,246	44	10,049	10,181	10,313	19	4,176	44	11,244
20	3,264	3,396	3,528	45	10,332	10,464	10,596	20	4,459	45	11,526
21	3,547	3,679	3,811	46	10,615	10,747	10,879	21	4,742	46	11,809
22	3,830	3,962	4,094	47	10,897	11,029	11,161	22	5,024	47	12,092
23	4,112	4,244	4,376	48	11,180	11,312	11,444	23	5,307	48	12,375
24	4,395	4,527	4,659	49	11,463	11,595	11,727	24	5,590	49	12,657
25	4,678	4,810	4,942	50	11,745	11,877	12,009	25	5,872	50	12,940

※上記にない口径・水量についてはお問い合わせください。

## 水道料金の請求と計算方法

水道料金は基本料金と超過料金を足した金額に消費税を加えた金額になり、令和5年4月より2か月分をまとめて請求します。料金の計算は2ヶ月分の使用水量を1/2にし、1か月ごとの料金を算出します。それらを合算して2か月分を計算します。

計算式

$((\text{基本料金} + \text{超過料金}) + (\text{基本料金} + \text{超過料金})) + \text{消費税}$

例:例えば口径13mm、2カ月で31m³を使用した場合は、31m³を16m³(1か月目)と15m³(2か月目)に分けて計算します。

【1か月目(16m³)の計算】

基本料金 970円(8m³)  
超過料金 257円×8m³=2,056円  
基本料金+超過料金= **3,026円**

【2か月目(15m³)の計算】

基本料金 970円(8m³)  
超過料金 257円×7m³=1,799円  
基本料金+超過料金= **2,769円**

【消費税】

$(3,026円 + 2,769円) \times 10\% =$  **579円**  
(1円未満切り捨て)

【請求金額】

**3,026円 + 2,769円 + 579円 = 6,374円**

統一料金が現在の料金を上回る場合は、5年間据え置きとなります!

※据え置き期間:令和10年3月31日まで

¥



詳しくは田川広域水道企業団まで  
お問い合わせください。

TEL.0947-23-2171

<https://www.tksk.or.jp>

